

# 労働保険料等のお支払いは、会社や自宅で出来る電子納付が便利です！

電子納付の対象となる労働保険料と納付方法は、以下のとおりです。

## 1 概算・増加概算・確定保険料申告書の労働保険料 年度更新の申告書や事業場新規成立・廃止に伴う申告書を電子申請(e-Gov) により手続きをした場合に、以下の3通りの方法により電子納付ができます。

### ●電子申請(e-Gov)による手続き後、

#### e-Govからインターネットバンキングにより電子納付をする場合

マイページの「申請案件一覧」から、電子納付したい申請案件の到達番号をクリックし、「電子納付」ボタンをクリックすると、各金融機関のインターネットバンキング検索画面に遷移します。  
ご利用になる金融機関を選択のうえ、画面案内に従って操作すると電子納付を行うことが可能です。

### ●電子申請(e-Gov)による手続き後、

#### e-Govを経由せずに、インターネットバンキングにより電子納付をする場合

各金融機関のホームページ上から、Pay-easyに対応したインターネットバンキングを利用して電子納付を行うことが可能です。  
この場合、e-Govマイページの「申請案件一覧」画面において、電子納付したい申請案件の「納付番号」「確認番号」「収納機関番号」が必要となります。「納付情報」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

### ●電子申請(e-Gov)による手続き後、ATMにより電子納付を行う場合

各金融機関に設置されているPay-easyに対応したATMを利用して、電子納付を行うことが可能です。  
この場合、e-Govマイページの「申請案件一覧」画面において、電子納付したい申請案件の「納付番号」「確認番号」「収納機関番号」が必要となります。「納付情報」画面をあらかじめ印刷しておくとう便利です。

電子申請等の詳しい内容については、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」電子申請のページ(<https://www.e-gov.go.jp>)  
又は厚生労働省HPをご覧ください。

詳細はこちら

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/denshi-shinsei.html)

厚生労働省 労働保険 電子申請

検索



ひと、暮らし、みらいのために

厚生労働省  
Ministry of Health, Labour and Welfare

## 2 第1期を除く各期の労働保険料

概算保険料を延納申請している場合、第1期を除く、第2期、第3期、第4期(単独有期のみ)の納期限前に厚生労働省からPay-easyマーク入りの納付書(領収済通知書)が送付されます。

納付書(領収済通知書)に印字されている「収納機関番号」「納付番号」等を利用して、以下の方法により電子納付をすることが可能です。

- インターネットバンキングによる電子納付
- ATMによる電子納付

★Pay-easyマークが電子納付OKの目印です。

### 注意事項

- インターネットバンキングを利用するには、インターネットバンキングに対応した口座が必要です。
- インターネットバンキングまたはATMを利用して電子納付を行う場合は、ご利用の金融機関がPay-easy(ペイジー)に対応している必要があります。
- 労働保険料を電子納付した場合、厚生労働省から領収証書を発行することはありませんので、ご注意ください。納入確認の書類が必要な場合は、別途納入証明をご提出ください。
- 既に口座振替による納付手続きをされている場合でも、電子申請手続きを進めるうえで振込者の表示や納付に関するメールは通知されますのでご注意ください。
- 口座振替を利用している場合は、電子納付及び領収済通知書(納付書)による納付は行わないでください。